

# 山形県リサイクル製品認定制度

## 認定基準

全品目共通基準（品目別基準のない品目も含む）	…	1
品目別基準		
床下調湿材	…	2
汚泥肥料	…	2
特殊肥料	…	3
土壌改良資材	…	4
緑化基盤材	…	4
グラウンド用白線材	…	5
木質ペレット	…	5
舗装用アスファルト混合物（ガラスくず）	…	6
舗装用アスファルト混合物（溶融スラグ）	…	7
プレキャストコンクリート製品（ガラスくず）	…	8
プレキャストコンクリート製品（溶融スラグ）	…	9
プレキャストコンクリート製品（フライアッシュ）	…	10
フライアッシュ砕石	…	11
外構用植生ブロック／園芸・外構用植生チップ（廃瓦）	…	11
家畜用飼料（豚）	…	11
プラスチック製食品容器	…	11
プラスチック製資材	…	11
トイレトーパー	…	11
オフィス用イス	…	12
木製食品容器	…	12

平成30年4月

山形県環境エネルギー一部循環型社会推進課

## 全品目共通基準（品目別基準のない品目も含む）

リサイクル製品の認定においては、当該基準を満たすこと。ただし、製品の用途によっては、その多様性や特殊性に注目する観点から、この基準によらず、審査に必要となる資料（性能及び安全性等）を添付して申請されたものについて、審査会で審査することができる。

### ○ 循環資源の利用率について

- ・ リサイクル製品の製造において、投入される循環資源量を全投入量で除したもの（循環資源利用率）が原則50%以上であること。
- ・ 投入される循環資源量のうち、原則50%以上が県内産であること。

### ○ 製品の品質・性能等について

- ・ 当該製品の品質・性能及び安全性がJIS等の規格又は業界規格等に適合するものであること。
- ・ 規格がない場合には、循環資源を利用しない製品と比較し同等以上であり、申請者において設定した品質基準を満たすこと。また、当該製品の管理体制が整備されていること。
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日法律第100号）第10条に基づき県が定めた山形県環境物品等調達基本方針に掲げる特定調達品目に該当する製品にあっては、その判断の基準を満たすこと。また、公共工事の対象資材については、県が定める仕様書で示す規格に適合するもの又はこれと同等以上の品質を有するものであること。

### ○ 製品の安全性について

製品に含まれる物質が土壤に溶出する可能性のある場合には、その物質について「環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による土壤の汚染に係る環境基準（平成3年環告第46号）」に適合すること。ただし、品目別基準で他の基準値を示している場合にはこの限りではない。

また、SDSの提供がある原材料を使用する場合はSDSの写しを添付すること。

## 床下調湿材

### 1 有害物溶出試験

製品に含まれる物質が土壌に溶出する可能性のある場合には、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による土壌の汚染に係る環境基準（平成3年環告第46号）に掲げる物質のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、フッ素及びほう素の基準に適合していること。また、これら以外に溶出するおそれのある物質がある場合は、その物質の基準に適合していること。

### 2 建築解体木材を除く

### 3 循環資源利用率（質量%） 100%

## 汚泥肥料

### 1 肥料取締法に基づく登録

### 2 肥料取締法に基づく生産業者保証票の表示

### 3 肥料取締法に基づく普通肥料の公定規格

### 4 県環境物品等調達基本方針

・特定調達品目：〔園芸資材〕 下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）

※当該品目に該当する場合に適用

有機物の含有率（乾物） 35% 以上

炭素窒素比 20 以下

pH 8.5 以下

水分 50% 以下

窒素全量（現物） 0.8%以上

りん酸全量（現物） 1.0%以上

アルカリ分（現物） 15% 以下※ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない

### 5 幼植物試験の結果 生育阻害その他異常が認められない

### 6 農林水産省が発出した「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良材・培土及び飼料の暫定許容量の設定について（平成23年8月1日23消安第2444号、23生産第3442号、23林政産第99号、23水推第418号）」に基づく暫定許容値及び農林水産省消費・安全局が発出した「汚泥肥料中に含まれる放射性セシウムの取扱いについて（平成23年6月24日23消安第1893号）」に基づく原料汚泥に含まれる放射性物質の基準

## 特殊肥料

- 1 肥料取締法に基づく届出
- 2 肥料取締法に基づく表示
- 3 地力増進法に基づく表示 ※地力増進法施行令で定める種類に該当する場合に適用
- 4 県環境物品等調達基本方針

・特定調達品目：〔園芸資材〕 バークたい肥 ※当該品目に該当する場合に適用

有機物の含有率（乾物）	70%以上
炭素窒素比	35 以下
陽イオン交換容量（乾物）	70meq/100g以上
pH	5.5～7.5
水分	55～65%
幼植物試験の結果	生育阻害その他異常が認められない
窒素全量（現物）	0.5%以上
りん酸全量（現物）	0.2%以上
加里全量（現物）	0.1%以上

- 5 幼植物試験の結果 生育阻害その他異常が認められない

### 6 有害物溶出試験

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による土壌の汚染に係る環境基準（平成3年環告第46号）に掲げる物質のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素の基準に適合していること。また、これら以外に溶出するおそれのある物質がある場合は、その物質の基準に適合していること。

- 7 農林水産省が発出した「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良材・培土及び飼料の暫定許容量の設定について（平成23年8月1日23消安第2444号、23生産第3442号、23林政産第99号、23水推第418号）」に基づく暫定許容値及び農林水産省消費・安全局が発出した「汚泥肥料中に含まれる放射性セシウムの取扱いについて（平成23年6月24日23消安第1893号）」に基づく原料汚泥に含まれる放射性物質の基準

## 土壌改良資材

1 地力増進法に基づく表示 ※地力増進法施行令で定める種類に該当する場合に適用

2 肥料取締法に基づく届出 ※肥料取締法で定める特殊肥料に該当する場合に適用

3 肥料取締法に基づく表示 ※肥料取締法で定める特殊肥料に該当する場合に適用

### 4 県環境物品等調達基本方針

・特定調達品目：〔園芸資材〕 バークたい肥 ※当該品目に該当する場合に適用

有機物の含有率（乾物） 70%以上

炭素窒素比 35 以下

陽イオン交換容量（乾物） 70meq/100g以上

pH 5.5～7.5

水分 55～65%

幼植物試験の結果 生育阻害その他異常が認められない

窒素全量（現物） 0.5%以上

りん酸全量（現物） 0.2%以上

加里全量（現物） 0.1%以上

5 幼植物試験の結果 生育阻害その他異常が認められない

### 6 有害物溶出試験

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による土壌の汚染に係る環境基準（平成3年環告第46号）に掲げる物質のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素の基準に適合していること。また、これら以外に溶出するおそれのある物質がある場合は、その物質の基準に適合していること。

7 農林水産省が発出した「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良材・培土及び飼料の暫定許容量の設定について（平成23年8月1日23消安第2444号、23生産第3442号、23林政産第99号、23水推第418号）」に基づく暫定許容値及び農林水産省消費・安全局が発出した「汚泥肥料中に含まれる放射性セシウムの取扱いについて（平成23年6月24日23消安第1893号）」に基づく原料汚泥に含まれる放射性物質の基準

## 緑化基盤材

1 関連する業界規格等

2 幼植物試験の結果 生育阻害その他異常が認められない

### 3 有害物溶出試験

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による土壌の汚染に係る環境基準（平成3年環告第46号）に掲げる物質のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素の基準に適合していること。また、これら以外に溶出するおそれのある物質がある場合は、その物質の基準に適合していること。

## グラウンド用白線材

### 1 関連する業界規格等

### 2 県環境物品等調達基本方針

- ・特定調達品目：〔文具類〕グラウンド用白線  
再生材料が70%以上使用されていること。

### 3 有害物溶出試験

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による土壌の汚染に係る環境基準（平成3年環告第46号）に掲げる物質のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、フッ素及びほう素の基準に適合していること。また、これら以外に溶出するおそれのある物質がある場合は、その物質の基準に適合していること。

## 木質ペレット

### 1 関連する業界規格等

### 2 林野庁が発出した『木質ペレットの当面の指標値の設定及び「木質ペレット及びストーブ燃焼灰の放射性セシウム測定のための検査方法」の制定について（平成24年11月2日24林政利第70号）』に基づく放射性物質濃度の指標値

### 3 建築解体木材を除く

### 4 循環資源利用率（質量%） 100%

## 舗装用アスファルト混合物（ガラスくず）

### 1 県土木工事共通仕様書

- 骨材のふるい分け試験 (JIS A 1102)
- 骨材の密度及び吸水率試験 (JIS A 1109、JIS A 1110)
- 骨材中の粘土塊量の試験 (JIS A 1137)
- 粗骨材の形状試験 (舗装調査・試験法便覧[2]-45)
- フィラーの粒度試験 (JIS A 5008)
- フィラーの水分試験 (JIS A 5008)
- フィラーの塑性指数試験 (JIS A 1205) ※火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用
- フィラーのフロー試験 (舗装調査・試験法便覧[2]-65) ※火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用
- フィラーの水浸膨張試験 (舗装調査・試験法便覧[2]-59) ※火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用
- フィラーの剥離抵抗性試験 (舗装調査・試験法便覧[2]-61) ※火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用
- 製鋼スラグの密度及び吸水率試験 (JIS A 1110)
- 製鋼スラグの水浸膨張性試験 (舗装調査・試験法便覧[2]-77)
- 粗骨材のすりへり試験 (JIS A 1121)
- 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 (JIS A 1122)
- 粗骨材中の軟石量試験 (JIS A 1126)
- 針入度試験 (JIS K 2207)
- 軟化点試験 (JIS K 2207)
- 伸度試験 (JIS K 2207)
- トルエン可溶分試験 (JIS K 2207)
- 引火点試験 (JIS K 2265)
- 薄膜加熱試験 (JIS K 2207)
- 蒸発後の針入度比試験 (JIS K 2207)
- 密度試験 (JIS K 2207)
- 高温動粘度試験 (舗装調査・試験法便覧[2]-180)
- 60℃粘度試験 (舗装調査・試験法便覧[2]-192)
- タフネス・テナシティ試験 (舗装調査・試験法便覧[2]-244)

### 2 県環境物品等調達基本方針

- ・特定調達品目：〔アスファルト混合物〕再生加熱アスファルト混合物  
アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。

### 3 有害物溶出試験

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による土壤の汚染に係る環境基準（平成3年環告第46号）に掲げる物質のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素の基準に適合していること。また、これら以外に溶出するおそれのある物質がある場合は、その物質の基準に適合していること。

### 4 循環資源利用率（質量％） ガラスくず10％程度

## 舗装用アスファルト混合物（溶融スラグ）

### 1 溶融スラグ骨材試験

JIS A 5032「一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ」

### 2 県土木工事共通仕様書

骨材のふるい分け試験（JIS A 1102）

骨材の密度及び吸水率試験（JIS A 1109、JIS A 1110）

骨材中の粘土塊量の試験（JIS A 1137）

粗骨材の形状試験（舗装調査・試験法便覧[2]-45）

フィラーの粒度試験（JIS A 5008）

フィラーの水分試験（JIS A 5008）

フィラーの塑性指数試験（JIS A 1205） ※火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用

フィラーのフロー試験（舗装調査・試験法便覧[2]-65） ※火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用

フィラーの水浸膨張試験（舗装調査・試験法便覧[2]-59） ※火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用

フィラーの剥離抵抗性試験（舗装調査・試験法便覧[2]-61） ※火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用

製鋼スラグの密度及び吸水率試験（JIS A 1110）

製鋼スラグの水浸膨張性試験（舗装調査・試験法便覧[2]-77）

粗骨材のすりへり試験（JIS A 1121）

硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験（JIS A 1122）

粗骨材中の軟石量試験（JIS A 1126）

針入度試験（JIS K 2207）

軟化点試験（JIS K 2207）

伸度試験（JIS K 2207）

トルエン可溶分試験（JIS K 2207）

引火点試験（JIS K 2265）

薄膜加熱試験（JIS K 2207）

蒸発後の針入度比試験（JIS K 2207）

密度試験（JIS K 2207）

高温動粘度試験（舗装調査・試験法便覧[2]-180）

60℃粘度試験（舗装調査・試験法便覧[2]-192）

タフネス・テナシティ試験（舗装調査・試験法便覧[2]-244）

### 3 県環境物品等調達基本方針

- ・特定調達品目：〔アスファルト混合物〕再生加熱アスファルト混合物  
アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。

### 4 有害物溶出試験

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による土壌の汚染に係る環境基準（平成3年環告第46号）に掲げる物質のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素の基準に適合していること。また、これら以外に溶出するおそれのある物質がある場合は、その物質の基準に適合していること。

### 5 循環資源利用率（質量%） 溶融スラグ 骨材の5%以上



## プレキャストコンクリート製品（ガラスくず）

- 1 JIS A 5361 プレキャストコンクリート製品—種類、製品の呼び方及び表示の通則  
JIS A 5364 プレキャストコンクリート製品—材料及び製造方法の通則  
JIS A 5365 プレキャストコンクリート製品—検査方法通則  
JIS A 5371 プレキャスト無筋コンクリート製品  
JIS A 5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品  
JIS A 5373 プレキャストプレストレストコンクリート製品  
JIS A 5406 建築用コンクリートブロック  
JIS A 5506 下水道用マンホールふた  
JASS 7 M-101インターロッキングブロック
- 2 県土木工事共通仕様書  
アルカリ骨材反応対策（アルカリ骨材反応抑制対策について [平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号]）  
コンクリートの塩化物総量規制（コンクリートの耐久性向上）  
コンクリートのスランプ試験／スランプフロー試験（JIS A 1101、JIS A 1150）  
コンクリートの圧縮強度試験（JIS A 1108）  
コンクリートの空気量測定（JIS A 1116、JIS A 1118、JIS A 1128）  
骨材のふるい分け試験（JIS A 1102、JIS A 5005、JIS A 5011-1～4、JIS A 5021）  
骨材の密度及び吸水率試験（JIS A 1109、JIS A 1110、JIS A 5005、  
JIS A 5011-1～4、JIS A 5021）  
粗骨材のすりへり試験（JIS A 1121、JIS A 5005）  
骨材の微粒分量試験（JIS A 1103、JIS A 5005）  
砂の有機不純物試験（JIS A 1105）  
骨材中の粘土塊量の試験（JIS A 1137）  
硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験（JIS A 1122、JIS A 5005）  
セメントの物理試験（JIS R 5201）  
セメントの化学分析（JIS R 5202）  
コンクリート用混和材・化学混和剤（JIS A 6201、JIS A 6202、JIS A 6204、JIS A 6205、JIS A 6206、JIS A 6207）  
練混ぜ水の水質試験（JIS A 5308附属書C）  
鋼材（JIS G 3101、JIS G 3109、JIS G 3112、JIS G 3117、JIS G 3137、JIS G 3506、JIS G 3521、  
JIS G 3532、JIS G 3536、JIS G 3538、JIS G 3551、JIS G 4322、JIS G 5502）
- 3 有害物溶出試験  
環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による土壌の汚染に係る環境基準（平成3年環告第46号）に掲げる物質のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素の基準に適合していること。また、これら以外に溶出するおそれのある物質がある場合は、その物質の基準に適合していること。
- 4 循環資源利用率（質量%） ガラスくず10%程度

## プレキャストコンクリート製品（溶融スラグ）

- 1 JIS A 5361 プレキャストコンクリート製品－種類、製品の呼び方及び表示の通則  
JIS A 5364 プレキャストコンクリート製品－材料及び製造方法の通則  
JIS A 5365 プレキャストコンクリート製品－検査方法通則  
JIS A 5371 プレキャスト無筋コンクリート製品  
JIS A 5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品  
JIS A 5373 プレキャストプレストレストコンクリート製品  
JIS A 5406 建築用コンクリートブロック  
JIS A 5506 下水道用マンホールふた  
JASS 7 M-101インターロッキングブロック
- 2 溶融スラグ骨材試験  
JIS A 5031 「一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ」
- 3 県土木工事共通仕様書  
アルカリ骨材反応対策（アルカリ骨材反応抑制対策について [平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号]）  
コンクリートの塩化物総量規制（コンクリートの耐久性向上）  
コンクリートのスランプ試験／スランプフロー試験（JIS A 1101、JIS A 1150）  
コンクリートの圧縮強度試験（JIS A 1108）  
コンクリートの空気量測定（JIS A 1116、JIS A 1118、JIS A 1128）  
骨材のふるい分け試験（JIS A 1102、JIS A 5005、JIS A 5011-1～4、JIS A 5021）  
骨材の密度及び吸水率試験（JIS A 1109、JIS A 1110、JIS A 5005、JIS A 5011-1～4、JIS A 5021）  
粗骨材のすりへり試験（JIS A 1121、JIS A 5005）  
骨材の微粒分量試験（JIS A 1103、JIS A 5005）  
砂の有機不純物試験（JIS A 1105）  
骨材中の粘土塊量の試験（JIS A 1137）  
硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験（JIS A 1122、JIS A 5005）  
セメントの物理試験（JIS R 5201）  
セメントの化学分析（JIS R 5202）  
コンクリート用混和材・化学混和剤（JIS A 6201、JIS A 6202、JIS A 6204、JIS A 6205、JIS A 6206、JIS A 6207）  
練混ぜ水の水質試験（JIS A 5308附属書C）  
鋼材（JIS G 3101、JIS G 3109、JIS G 3112、JIS G 3117、JIS G 3137、JIS G 3506、JIS G 3521、JIS G 3532、JIS G 3536、JIS G 3538、JIS G 3551、JIS G 4322、JIS G 5502）
- 4 有害物溶出試験  
環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による土壌の汚染に係る環境基準（平成3年環告第46号）に掲げる物質のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素の基準に適合していること。また、これら以外に溶出するおそれのある物質がある場合は、その物質の基準に適合していること。
- 5 循環資源利用率（質量%） 溶融スラグ 細骨材の10%以上

## プレキャストコンクリート製品（フライアッシュ）

- 1 JIS A 5361 プレキャストコンクリート製品ー種類、製品の呼び方及び表示の通則  
JIS A 5364 プレキャストコンクリート製品ー材料及び製造方法の通則  
JIS A 5365 プレキャストコンクリート製品ー検査方法通則  
JIS A 5371 プレキャスト無筋コンクリート製品  
JIS A 5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品  
JIS A 5373 プレキャストプレストレストコンクリート製品  
JIS A 5406 建築用コンクリートブロック  
JIS A 5506 下水道用マンホールふた  
JASS 7 M-101インターロッキングブロック
- 2 JIS A 6201 コンクリート用フライアッシュ
- 3 県土木工事共通仕様書  
アルカリ骨材反応対策（アルカリ骨材反応抑制対策について [平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号]）  
コンクリートの塩化物総量規制（コンクリートの耐久性向上）  
コンクリートのスランプ試験／スランプフロー試験（JIS A 1101、JIS A 1150）  
コンクリートの圧縮強度試験（JIS A 1108）  
コンクリートの空気量測定（JIS A 1116、JIS A 1118、JIS A 1128）  
骨材のふるい分け試験（JIS A 1102、JIS A 5005、JIS A 5011-1～4、JIS A 5021）  
骨材の密度及び吸水率試験（JIS A 1109、JIS A 1110、JIS A 5005、JIS A 5011-1～4、JIS A 5021）  
粗骨材のすりへり試験（JIS A 1121、JIS A 5005）  
骨材の微粒分量試験（JIS A 1103、JIS A 5005）  
砂の有機不純物試験（JIS A 1105）  
骨材中の粘土塊量の試験（JIS A 1137）  
硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験（JIS A 1122、JIS A 5005）  
セメントの物理試験（JIS R 5201）  
セメントの化学分析（JIS R 5202）  
コンクリート用混和材・化学混和剤（JIS A 6201、JIS A 6202、JIS A 6204、JIS A 6205、JIS A 6206、JIS A 6207）  
練混ぜ水の水質試験（JIS A 5308附属書C）  
鋼材（JIS G 3101、JIS G 3109、JIS G 3112、JIS G 3117、JIS G 3137、JIS G 3506、JIS G 3521、JIS G 3532、JIS G 3536、JIS G 3538、JIS G 3551、JIS G 4322、JIS G 5502）
- 4 有害物溶出試験  
環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による土壌の汚染に係る環境基準（平成3年環告第46号）に掲げる物質のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素の基準に適合していること。ただし、これら以外に溶出するおそれのある物質がある場合は、その物質の基準に適合していること。
- 5 循環資源利用率（質量%） フライアッシュ セメントとフライアッシュの合計質量の10%以上

## フライアッシュ砕石

- 1 JIS A 5001 道路用砕石
- 2 県土木工事共通仕様書  
骨材のふるい分け試験 (JIS A 1102)  
骨材のすりへり試験 (JIS A 1121)  
土の液性限界・塑性限界試験 (JIS A 1205)  
修正CBR試験 (舗装調査・試験法便覧[4]-5)
- 3 有害物溶出試験

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による土壌の汚染に係る環境基準（平成3年環告第46号）に掲げる物質のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、フッ素及びぼう素の基準に適合していること。また、これら以外に溶出するおそれのある物質がある場合は、その物質の基準に適合していること。

## 外構用植生ブロック／園芸・外構用植生チップ（廃瓦）

- 1 有害物溶出試験  
環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による土壌の汚染に係る環境基準（平成3年環告第46号）に掲げる物質のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、フッ素及びぼう素の基準に適合していること。また、これら以外に溶出するおそれのある物質がある場合は、その物質の基準に適合していること。
- 2 循環資源利用率（質量%） チップ 廃瓦 100%

## 家畜用飼料（豚）

- 1 飼料安全法に基づく登録
- 2 飼料安全法に係る公定規格

## プラスチック製食品容器

- 1 食品衛生法（食品、添加剤等の規格基準）に基づく材質試験
- 2 食品衛生法（食品、添加剤等の規格基準）に基づく溶出試験

## プラスチック製資材

- 1 JIS K6931 再生プラスチック製の棒、板及びくい

## トイレトペーパー

- 1 JIS P 4501 トイレトペーパー
- 2 県環境物品等調達基本方針  
・特定調達品目：〔トイレトペーパー〕  
古紙パルプ配合率100%

## オフィス用イス

- 1 JIS S 1032 オフィス用イス
- 2 家庭用品品質表示法に基づく表示

## 木製食品容器

- 1 食品衛生法（食品、添加剤等の規格基準）に基づく材質試験
- 2 食品衛生法（食品、添加剤等の規格基準）に基づく溶出試験
- 3 家庭用品品質表示法に基づく表示
- 4 建築解体木材を除く